

平成17年度 第2回 長野市行政改革推進審議会 次第

日 時：平成18年 3月27日(月)

午後1時30分～

場 所：市役所第二庁舎10階 講堂

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 平成17年度行政改革大綱実施計画の進行状況等について 資料 1

(2) 平成18年度行政改革大綱実施計画(案)について 資料 2

(3) その他

4 そ の 他

5 閉 会

## 平成18年度 第2回行政改革推進審議会 議事録

日時：平成18年3月27日（月） 午後1時30分～午後3時30分

場所：長野市役所第二庁舎10階 講堂

出席者：委員17名（3名欠席）

長野市行政改革推進委員会（庁内）委員20名

### 議事

(1) 平成17年度行政改革大綱実施計画の進行状況等について

副会長：それでは議事に入ります。「資料の送付について」という3月10日付の文書が届いていることと思いますけれど、そこに議題が2つ示されています。ひとつは平成17年度の改革がうまくいっているか、ということ。もう一つは、平成18年度、市のほうでこういう格好で改革を進めていきたいというプランがまとまりましたので、ご審議いただきたいと。この2つについて、積極的なご議論をお願いいたします。

進め方としてはこの2つの議題について事務局からご説明いただいた上で、その後一括してご議論をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは最初の議題、平成17年度行政改革大綱実施計画の進行状況について、事務局から説明をお願いします。

行政改革推進局次長：資料 1 により説明

#### （要旨）

- ・ 表紙「予定年度別実施状況」の欄について説明...年度始めは78項目でスタートした。今年度実施予定が31であったが、23項目について実施済みとなった。
- ・ 17年度実施済み項目について...23項目のうち16項目は先の審議会にて説明済みのため、新たに実施となった7項目について説明。（118 財務会計システムの更新、119 市有財産の適正管理の推進、114 住民基本台帳ネットワークシステム構築、136 自然観察会運営事業、39 市民参加による公園の維持管理、73 教職員住宅の整理・見直し、27 市民プール管理業務委託の推進）
- ・ 今年度実施済みとなったもののうち、金額ベースで計上できたものの合計は、1,832万円である。
- ・ 「継続分」について...78項目のうち、新年度へ継続する項目。このうち一部実施となった項目を中心に、実績及び効果額等を説明。
- ・ 「31 指定管理者制度の導入」では、対前年度予算比較で18年度1億9,900万円の削減となっている。また正規職員の人件費も約7,000万程削減となる。
- ・ 「81 行政評価の推進」による削減額1億4,264万円については、他の改革による効果と多少だぶる部分がある。
- ・ 一部実施となったものの効果額を集計すると、18,178,000円となる。なおこれは指定

管理と行政評価は含んでいない。

- ・ 17 年度末で廃止する項目について説明。

**副会長：**表紙の実施状況（表）を改めてご確認ください。17 年度実施済みの 23 項目のうち 16 項目については前回の審議会で説明済みであり、追加の 7 件について説明いただいたと。そして平成 18 年度は 49 件について取り組む、と宣言がされたわけです。このうち主だったもの、一部実施となったものについてご説明いただき、最後に除外項目について、6 件を計画から外す、あるいは新たな項目を立てて行革を進めていくということで、それぞれ説明がされたわけです。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き議事の(2)のほうに移ります。事務局より説明をお願いします。

**行政改革推進局次長：**資料 2 により説明

（要旨）

- ・ 表紙、「(集中改革プラン)」との表記について…国の意向を受けて新たに作り直した枠組みであることを指す。
- ・ 表紙、項目一覧表について…表中最下行の 49 項目が新年度に引き継がれる。加えて 18 年度に 35 項目が新たに追加する新規項目数であり、うち 25 項目は財政構造改革プログラムに基づいて追加する項目である。合計で 84 項目となる。平成 18 年度で実施稼働としたい項目が 19 項目ある。
- ・ 行革大綱の視点、及び計画策定の主旨について説明。
- ・ 改革項目一覧表の体裁について、続いて新規項目及び継続する項目のうち主なものについて説明。
  - ・ 3「本庁舎駐車場の有料化」の目標値欄「財政効果」の表記は「削減額」の誤り。
  - ・ 4「公共施設の再編等によるコスト削減」の項目名は、「文化ホール等の再編による…」の誤り。
  - ・ 9「旅費の見直し」の現状と課題欄、「9 庶務関係事務の電子化と…」とある部分は、「11」の誤り。
  - ・ 52「市立保育所の見直し」について、3 月 14 日に保育所のあり方懇話会から提言をいただいております、それに基づいて 18 年度方向性を具体化していく。この項目については 22 年度で実施稼働にはならず、22 年度まで一部実施となっている。逆にこれ以外のすべての項目については「実施・稼働」の黒丸をつけているということになる。

**副会長：**よろしいですか。18 年度からはこのスタイルの台帳を使って行政改革を進めていきたいという事務局の提案です。そして、18 年度から 5 年間掛けて平成 22 年度までに実施する項目 84、そのうち主だったものについて説明をいただいたというわけです。具体的に見ますと、今までのスタイルと違うのは、目標値を設定したということですか？ それと 5 年度間の工程表を明らかにした、この 2 つでよいのですかね。

**行政改革推進局次長：**そのとおりです。

**副会長：**要するに手形を切らせた、ということですね。5 年度間のうちには、ここに挙がっ

た項目は必ず実施するという手形を切らせたのが、今回の実施計画の様式の特徴というか、推進方策の特徴といったほうが良いのかもしれませんが、このようにご理解いただければよろしいのかと思います。

では、事前にこの資料についてお目通しをいただいております、ご質問がある場合には質問書をお送りくださいというお願いの仕方をしております。で、事前にご質問いただいたものが、「第2回行政改革推進進審議会 事前質問」というA4、3ページにわたってまとめられております。

まず事前に頂きましたご質問について、各担当課から回答してもらえますので、よろしくお祈いします。本来なら17年度の実績について審議した後こちらに移るべきなのでしょうが、便宜上、まず扱いたいと思います。ではお祈いします。

- ・ 各担当部局(長野市行政改革推進委員)より、資料「第2回行政改革推進進審議会 事前質問」により説明。

**副会長:** 以上で、議題(2)についての説明と、いただいた質問に対する応答が完了したわけですから、まず、議題(1)について、意見をいただいて、承認をいただかなくてはなりません。まず17年度の方、資料1について、ご質問をお願いします。

#### (質疑)

**委員:** 意見としてとどめておいていただければ結構なのですが、(大綱の視点)3の3の2、これからの行政には人材の育成がたいへん重要なことと思います。平成17年度で実施済みという説明をいただいたわけですが、1ページの112番ですか、引き続き人材育成の基本方針というものは、継続してやっていただきたい。18年度の計画案を見せていただいても効率的だとか軽減だとか削減だとか、減らすほうだけの話が多いわけです。人材の育成については、お金を使うような方向でやっていただきたい。私の意見としてとどめておいていただければ結構です。

**副会長:** ありがとうございます。この項目自体は22年までの新たな実施計画には載ってこないのですね。実施済みで、見直しは終わり?

**事務局:** 指針については、見直しは終わりということですよ。

**副会長:** この方針に基づいてやってみて、変えた方がいいとなればまた実施計画に載る、ということですね。

**事務局:** はい。毎年度ローリングしながら、新しい項目として立ち上がって来る場合はそのようにしていきたいということですよ。

**副会長:** ちなみに、この審議会で委員より「この項目は残せ」、あるいは「中身を変えて加えてくれ」というご発議をいただいて、議決が取れば載せてもらえるということではないですか。答申という形でお祈いするのでしょいうけど。

**行政改革推進局次長:** はい。先程の112番ですが、方針の見直しは一旦終わりになりますが、継続的な人材の育成あるいは人事制度全体については他の項目にももちろんありますし、また研修項目については継続的なこととして理解しております。それから個々の

項目について提言をいただいた場合どうかということですが、質疑することもあります  
が、前向きに受け止め、尊重する立場で臨みたいと思います。

**副会長：**意見書なり建議書なりの形で出してもいいわけですね。はい。いずれにしてもこ  
この人材育成については、今後とも市の方で取り組んでいくということは間違いのないとい  
うことですので。他にご意見ございますか。

**委員：**資料１・２に共通でお願いします。この審議会委員になった最初の会議でも申し上  
げたのですが、例えば資料１の１枚目、あるいは資料２の２枚目のページのような概要  
をまとめたものがあります。こういったものの市民への広報というのはどうお考えでし  
ょうか。たぶん個々の推進内容あるいは見直しの項目、改革の内容というのはそれぞれの  
ところで広報されていくと思うのですが、全体の行政改革大綱実施計画というものの  
広報についてはどういうことをお考えになっているのでしょうか。

**行政改革推進局次長：**この大綱は１５年の３月に答申いただいたもので、これについては大  
きくホームページ等で開示しておりますし、これ（概要）も、いつも行革局のホームペ  
ージのところにしています。

**委員：**ホームページだけということですか？広報ながのとか、もう少しきめ細かな広報が  
要るのではないかと思うんです。やはり概要をちゃんと市民に知っていただく、そうす  
れば協力も得られ易いと思うんですね。そうじゃないと個々の影響のところ、もし市  
民の方が、具体的に自分の所に影響が来て初めて知ることになると、なかなか協力も大  
変なのではないかと思います。ですので、こういうことをします、その結果こういうこ  
とが期待されてこういう課題が解決できますと言うような、ちょっと丁寧な説明が是非  
要るのではないかと感じております。意見です。

**行政改革推進局次長：**ご指摘の趣旨について、やっているつもりではありますけれども、  
貴重なご意見でございますので、さらに検討していきたいと思えます。

**副会長：**よろしいですか。では改めてお諮りします。１７年度実施状況についてご承認いた  
だけますでしょうか。

（意義なし）

**副会長：**ありがとうございます。それでは、ご承認いただきました。

では議題の(2)でございます。既にご質問をいただいて、それに対して各担当部局から  
回答いただきました。改めてご質問、ご意見を頂戴できればと思います。いかがですか。

**委員：**支所のあり方、区のあり方に関する質問の関連で、こういう回答になるだろうと思  
いましたし、現状ではこういうことかなあと思えます。私は自治会などで、自治会長な  
どをやって区の会議などに出て行きますと、住民自治なのですがお上から言われたこと  
をやって、また１３００戸あるものですから区長の仕事が大変で、みな尻込みして引き受け  
手がいなくて困ってしまうのです。いろいろな話をしていると、区を分けられないもの  
かと言う話が出るんですね。そこで、区で集まって決めて市に話せば分けられると、自  
分たちでこのようにしたい、と決めれば良いのですと教えるのですが、自治会長が１年  
交代でもありなかなか変えられずどんどん行ってしまう。それで、こじつけの質問のよ  
うになってしましますが、区長は市長が委嘱するわけですよ。というふうに人事に市

も関わっているのですから、PRですね。区のあり方について自分たちが考えて、どうやれば自分たちが一番やりやすくなるか、ちょうど都市内分権と住民自治協議会の話もある変わり目なわけですから、チャンスなんです。市に何かやってもらうというわけではなくて、自治会とかそのような人達が考えなくてはいけない問題なんです。そういう思いもあって質問したのです。それとこの審議会の委員に区長会長さんもいらっしゃいますので、何かお考えがあればお聞きしたいのですけれど。

**委員（区長会長）：**確かに区の数というのは大小ございます。やはり平均を取ってやるべきだなあと、各常任理事さんには言っておりますけれども、やはり一旦決まってしまうと、横へいくのが嫌だと言う方がほとんどなのです。そういうことから言って、どうしても割り切れない、というのが現状であると思っております。それにしても近々のうちには都市内分権の準備会等やっていく段階であり、それに併せてそういうものも含めていったらどうか、ということで、18年度が潮時ではないかと思っております。どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

**副会長：**よろしいですか。ありがとうございます。他にいかがですか。

**委員：**実施計画は非常にきめ細かく、小さいものも拾って何とか効率的な、スリムな行政体制を作ろうという意欲を非常に感じて、これが本当に着実に実施されることを望むわけですけれど、総務省が示す地方財政計画というのがありますよね。そして地方財政計画に基づいて基本財政需要額と基本財政収入額が示されていますね。するとその自治体の運営というのは、需要額と収入額に見合った行政運営なり財政運営をしていけば、大きな綻びは無いという仕組みになっていますね。今度（見直しのために）洗い出すいろいろな施策というのは、基本財政需要額に入っているものが多いわけですか、それとも入っていないで、長野市が独自に行って来た施策が多いのか。それから、これから基本財政需要額からはみ出したものをたくさんやれば、それに見合う収入額が要るし、それをあまりやらなければ自治体として特徴が無くなって行くし、そういう難しい点があると思うのです。ですからこれからの都市経営というのですか、施策というのは総務省がはめ込む地方財政計画の枠組みにどう自治体自身が対応していくのかが、非常に大事になってくると思うのですが。

**財政部長：**地方財政計画は、個々の市町村なり都道府県の歳出予算なり歳入予算を積み上げたものではなく、いわゆる地方全体の財政として歳入がどれくらいの規模、それに見合う歳出がどれくらいの規模になるかというのを示しています。その中で一番問題になりますのは地方交付税で、現在三位一体の改革を通じて見直しが進められておりますけれども、地方交付税の額をどの程度にするか、ということを決めるのがこの地方財政計画です。お話の中にありました基準財政需要額、基準財政収入額、これは各地方公共団体ごとの交付税の額をいくりにするかを算出するために用いられるものです。これは、所謂あるべき標準的な需要額というのを基準財政需要額として一定のルールで計算し、一方で、あるべき標準的な収入額を基準財政収入額として算出いたします。この差し引きで基準財政収入額の少ない部分を、その地方公共団体の交付税額として交付するために、導かれるための需要額なり収入額なのです。現在、国においては三位一体の改革を通じて基準財政需要額なり、地方財政計画の地方交付税の総額をいかにして見直しを進

めていくべきかということが議論されており、地方団体にしてみれば、そういった国の議論をみて自分にたち入ってくる地方交付税がどのように推移していくのかと、その推移に併せて我々の事業自体、歳出の予算自体をどう組んでいくのかとすることを検討する必要があります。先程の補助金につきましては、霞ヶ関の各省庁が自分たちの政策としてどういったものに対して補助金をつけていくか、ということが議論されます。当然地方財政計画を計算するときには、各省庁ごとの国庫補助金の額を歳入としてカウントし、それでも歳入として足りない部分について、交付税をどの程度の規模にしていくのかを決めるのが地方財政計画です。

**委員：**地方財政計画に沿っていけば、財政運営は割と無難にいくわけで、そこから自治体としての特徴を出していくためには、そこからはみ出しているいろいろなことをやらないといけないということですね。それとこれからやろうとする改革というのは、どういう関連をもつのか、ということをお聞きしているのですが。

**財政部長：**直接的には関連がないものと考えております。地方財政計画は個々の市町村や都道府県がやる事務事業を積み上げて計算しているものではないものです。実施計画に掲載している見直しの事業が地方財政計画の中で見直しがされるものとは全く別物と考えております。

**副会長：**よろしいですか。他にいかがでしょう。

**委員：**先ほど回答（事前質問）の中でご説明いただきましたけれども、P4の26、補助金の類型化及び見直しという件ですけれども、先ほど説明していただいて考え方がよくわかりました。総点検して優先度の高いものから緊急度に応じてやっていきますよと。それはよく解りましたけれども、モデル2ですかね、（財政構造改革）プログラムの中で、B領域、D領域で行政への依存性が高いものが下側で、D領域はさらに選択・裁量・奨励型のものとして解釈していると。そうでないものについては法律とか、やらなきゃ大変だからやりましょう、というように考える余地の少ないものは大体決まってくる。そしてその政策は当然緊急度の高い物が多いでしょうからやっていく、というのはよく解るんですけれども、たとえばこのD領域なんかを考えて見ると、逆に行政側で、あるいは市民側に指導してやっていけば、もっとどんどん早く改善も実効も上がるようなものがあるのではないかと、比較的そういうものについては、たとえばすごく環境も変わってきているので、何年か前はそれとおりであったものがちょっと見直しするとすぐ改善が必要だよと、いったようなものもあるのではないかと。そういったものにも目を向けてやっていただきたいと、そういう意味で申し上げました。

**財政部長：**ご指摘のとおりでして、補助金についてもこれまで良かれと思って市民に対して交付してきたものが、時代の変化とともにその役割を終えてしまっているようなものも少なからずあるように考えております。したがって今回のこの財政構造改革プログラムの中でもそういったものを洗いざらい検証してみて、本当に今の時代にも必要なものなのか、それからもう役割を果たしてしまっただけのものなのか、もしくは逆に、さらに力をいれてその補助金を市民に対して交付していく必要があるものなのか、こういったものを相対的に比較をして、財政構造改革懇話会から提言を頂きましたモデルに合わせてみて、その必要度を検証してみようというものです。これはただ単に4つに分類してどれ

に当てはまるかということだけではなく、それぞれの領域の中でも左に寄るもの、右に寄るもの、上に行くもの、下に行くものと、それぞれの度合いが違うものがあると思っています。したがって各部局で所管している補助金をそれぞれこのモデルに合わせつけてみて、本当にこれから引き続き続けていく補助金なのか、それが制度を見直して続けていくものなのか、それが単純に役割を果たしたので廃止していくべきものなのか、こういったものを検討して、必要な見直しを図ろうという考え方であります。

**副会長：**よろしいですか。他にいかがですか、ご質問された方。

**委員：**先程の質問(事前質問)の中にもあったのですが、「外郭団体等の見直し」のところで、11 団体についてどのような団体であるのか教えていただきたいと思ったのですが。資料の回答ではどういう団体かわからないので、どういう団体なのか、外郭団体名を教えてくださいなのですが。もう一点、「広報などへの広告料収入の導入」についてですが、先ほどトラブルを避けるため審査委員会を設置して検討するという話もあったのですが、そこまでの人材と時間を割いても広告料収入が必要なのかと疑問ですし、トラブルがあるというのも容易に想像できるのですが、他市でこういった事例等があれば、教えていただきたいと思います。

**副会長：**2点です。まず行革。

**行政改革推進局次長：**11 団体の内容ですが、まず 25%以上出資している団体というものですが、財団法人として長野市保健医療公社、長野市体育協会、それからながの観光コンベンションビューロー、...

**副会長：**リストを差し上げたら？それで行きましょう。いいですか。

**委員：**はい。

**副会長：**では財政部から。

**財政部長：**広告の関係についてお答えします。広告審査委員会は内部の職員で構成される委員会で、企画政策部長を委員長として関係の部局の課長等で構成されるものです。広告は代理店を通して広告主を募集することになりますけれども、やはり行政がやる広告となれば、当然中立性が非常に高く求められることになると考えておりますので、要綱や基準等に加えて職員の目で、本当に中立性が保たれるのかどうかを見る、ということで委員会を設置した次第です。それと他市の事例ということですが、広告ということになると全国かなりの団体で実施しているようです。中でも一番力を入れているのは横浜市でして、横浜市は様々な市有財産を使って広告料収入、所謂増収対策を進めている団体です。今回我々は初めてですので、広報なり封筒ということですが、横浜市の事例で行きますと、庁舎の建物ですとか玄関マットなどといった媒体を使いながら広告料収入を挙げている。ただ、収入を上げて儲けるということではなくて、いろいろな行政サービスをやる中で、一部にその収入を充てるということのようです。今回の広報ながのも、広告料収入によって増収になるわけではないのですが、実際に広報を出す経費の一部分を広告料収入で賄って全体の経費節減を図り、そして節減が図られた経費をまた新たな行政サービスに回していくということで、さらにそういった媒体があれば、活用していきたいと考えております。

**副会長：**よろしいですか。ほかにいかがですか。事前にご質問をいただいていない方も、



回答が出たが満足できない、という方でも、よろしいですか。

では、18年度以降22年度までのプランとしてはこれでいいということで、よろしいですか。1点だけ、リストの並べ方ですが、部局ごとにというのですか、縦割りで並べているんですね。行革大綱の視点の3にあるんですけども、推進項目1の推進内容1、市民の目線による事務事業等の再点検、市民の目でわかるような再点検をしろという含意があるならば、これは役所の都合で並べたようなリストだなあという気がするんですが。もっと深読みすると、各部署では大綱もあまり見ないでとにかく改革できそうな項目を挙げてきて、それを行革推進局が大綱のどの項目に当てはまるかという作業をしているのではないかと、取れなくも無い。それはともかくとして市民の目線だと謳うのであれば、この並び方が適当なのかどうか、検討いただければと思うのですが。考えておいてください。

**行政改革推進局次長**：検討いたします。

**副会長**：よろしいですか。ではこの平成18年度からの実施計画については、ご承認いただけますか。

（意義なし）

**副会長**：では承認されました。ありがとうございます。

最後に議題の(3)その他ですが、何かございますか。それでは議題をすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。